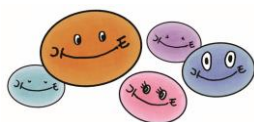


親と子のしおり

～ひとり親家庭の方へ～



入間市役所 こども支援課

令和6年7月改訂

・・・親と子のしおり・・・

このしおりは、ひとり親家庭の方や寡婦(夫)の方が安心して自立した生活を送れるように、入間市で行っている経済的支援、生活支援、就労支援などの制度や事業を紹介しています。子育て支援に関する情報を幅広くご案内するために、ひとり親家庭以外の方も利用できる制度も掲載していますが、紙面の都合上掲載しきれない内容もあることをご了承ください。

***親と子のしおりを有効に利用し、生活の安定と向上を実現されるとともに、
お子さまが健やかに成長される一助となれば幸いです。***

※ここに掲載している制度の情報は令和6年7月現在のものです。法律の改正等に伴う内容の変更や金額の変更などがある場合がありますので、詳しくは各担当にお問い合わせください。

・・・ひとり親家庭とは・・・

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が子を扶養している母子家庭・父子家庭のことをいいます。

- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者と死別した方
- ・ 配偶者が精神又は身体の障がいにより就労できない方
- ・ 配偶者の生死が明らかでない方
- ・ 配偶者から 1 年以上遺棄されている方
- ・ 配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令が出された方
- ・ 配偶者が法令により長期間拘禁されている方
- ・ 未婚により母となった方

一 目 次

1 相談窓口のこと	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 ～ 5
2 お金のこと	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 ～ 14
3 子ども・教育のこと	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15 ～ 18
4 住まい・暮らしのこと	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19
5 しごと・資格取得のこと	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20 ～ 22



1 相談窓口のこと

※相談は無料

相 談 種 目	相 談 内 容 / ◆ 相 談 員	利用時間	問い合わせ
母子・父子自立相談	ひとり親家庭や寡婦の方が自立して生活するために必要な情報提供や相談、個々の状況に応じた求職活動などに関する支援 ◆母子・父子自立支援員	8:30~16:00 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)	市役所 こども支援課 ☎04-2964-1111
○母子家庭・ 父子家庭の相談 ○法律相談	『母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付』に関する事をはじめ、様々な相談 ◆県の母子・父子自立支援員 ◆就業支援専門員 ◆女性弁護士による法律相談 月1~2回、1回3人まで、予約制、 1人40分 面接（埼玉県浦和合同庁舎内など）	9:00~17:00 (土・日、祝日・ 年末年始を除く)	西部母子・父子福祉 センター (埼玉県西部福祉事務所 内) ☎049-283-7991
養育費・面会交流等の 相談	・養育費の額の変更はできるの？ ・面会交流にはどのような方法がありますか？などの相談 ◆専門の相談員 (こども家庭庁委託事業) ☆養育費等相談支援センターのホームページがあります。	平日（水曜日を除く） 10:00~20:00 水曜日（祝日除く） 12:00~22:00 土・祝日 10:00~18:00	養育費相談支援 センター（FPIC） 携帯電話からは… ☎03-3980-4108 フリーダイヤル ☎0120-965-419 メール相談 info@youikuhi.or.jp
女性のための 法律相談	・離婚、生活上の問題、金銭の問題 ・雇用、労働の問題 ◆女性弁護士	奇数月第3木曜日 13:15~16:45	男女共同参画推進 センター 面接予約 ☎04-2964-2561
女性のための キャリアコンサル ティング	ライフステージによって左右されがちな女性の仕事や働き方、プライベートとの両立など、働くことに関する不安や悩みの相談	毎月第2・4火曜日 10:00~15:00 (祝日・年末年始を除く)	男女共同参画推進 センター 面接予約 ☎04-2964-2561 ※LINEでも相談予約 ができます。
女性の悩みごと相談 (DV相談も含む)	女性の不安や悩みごとについて ◆女性相談員	電話：毎週水曜日 面接：毎週月・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00~12:00 13:00~15:00	男女共同参画推進 センター 電話相談 ☎04-2964-2545 面接予約 ☎04-2964-2561 ※LINEでも相談予約 ができます。

※利用にあたっては入間市 LINE 公式アカウントとの友だち登録が必要です⇒QR コードは P.25 にあります。

相 談 種 目	相 談 内 容 / ◆ 相 談 員	利用時間	問い合わせ
○弁護士による 法律相談 ○司法書士による 法律相談 ○行政書士による 相談 ○税理士による 税務相談	相続、離婚、借家等の法律上のトラブル ◆弁護士（予約制） 相続に伴う不動産登記、訴額 140 万円以 内の民事紛争等について ◆司法書士（予約制） 遺言書、外国人の入国在留等の相談 ◆行政書士（予約制） 所得税、相続税、贈与税等の国税に関する 相談 ◆税理士（予約制） ※事業に関連した相談は応じられません。	※相談日程は市公式ホ ームページでご確認く ださい。	人権推進課（総合相談支 援室内） 相談予約 ☎04-2964-1111 （内線 1311・1312）
消費生活相談	商品の表示、品質、契約、解約（訪問販 売、多重債務、架空請求等）の消費生活相 談 ⇒面接・電話相談可 ◆消費生活相談員	月～金曜日 （祝日・年末年始を除 く） 9：30～12：00 13：00～16：30	消費生活センター （直通） ☎04-2963-5199
家庭児童相談	周りに相談できる人がいない、育児が不 安、イライラしてしまう…など。お子さん の養育や家庭に関する様々な相談 ◆子ども家庭支援員	9：00～16：00 （土・日・祝日・ 年末年始を除く）	市役所 こども支援課 こども家庭センター担当 ☎04-2964-1111
ヤングケアラーに 関する相談	ヤングケアラーに関する相談 ◆ヤングケアラー・コーディネーター ◆子ども家庭支援員	8：30～17：15 （土・日・祝日・ 年末年始を除く）	ヤングケアラー相談窓口 市役所 こども支援課 こども家庭センター担当 ☎04-2964-1111
妊娠・出産・子育てに 関する相談	妊娠、出産や子育てに関する様々な悩みや 質問、相談 ◆保健師・助産師など	8：30～17：15 （日・祝日・ 年末年始を除く）	健康福祉センター 地域保健課 ☎04-2966-5513
	・妊娠、出産や子育てに関する相談、情報 提供など ・保育所（園）・幼稚園の入園準備の相談、 地域の子育て支援に関する情報提供など ・産前、産後ケア事業に関すること ◆利用者支援専門員・保健師・助産師	8：30～17：15 （土・日・祝日・ 年末年始を除く）	市役所 こども支援課 こども家庭センター担当 ☎04-2964-1111
入学予定児童の 就学相談	4 月に小学校へ入学予定で、障がいがある 児童、障がいがあると思われる児童の保護 者の方を対象にお子さんの生活や就学に関 する相談 ◆専門の相談員	9：00～16：00 （土・日・祝日・ 年末年始を除く）	教育委員会 教育センター ☎04-2964-8355
小・中学生の 悩みごと相談	いじめ、不登校、学校生活、友達など悩み ごと全般 ◆専門の職員が電話や窓口で相談・支援を 行います。	9：00～16：00 （土・日・祝日・ 年末年始を除く）	教育委員会 教育センター ☎04-2964-7830



2 お金のこと

《手当》

児童扶養手当

母子 父子

問い合わせ先：こども支援課

①受給できる方

次の（１）～（８）のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者に支給されます。手当を受給するためには申請が必要です。申請した翌月からが対象となります。

◆子どもとは

18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障がい（「子どもの障がいの基準」のいずれかに該当）のある場合は20歳未満までです。

- （１） 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない子ども
- （２） 父または母が死亡した子ども
- （３） 父または母が一定の障がい（「父または母の障がいの基準」）の状態にある子ども
- （４） 父または母の生死が不明である子ども
- （５） 父または母に1年以上遺棄されている子ども
- （６） 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
- （７） 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- （８） 婚姻によらないで生まれた子ども

所得制限あり

◆受給できないのは

- ・ 申請者や子どもが日本国内に住所がないとき
- ・ 子どもが児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき

②手当額

（月額） 【 令和6年4月分から 】

子どもの人数	全部支給の場合	一部支給の場合
1人の場合	45,500円	10,740円～45,490円
2人目の加算額	10,750円	5,380円～10,740円
3人目以降の加算額（1人につき）	6,450円	3,230円～6,440円

※令和6年11月から、3人目以降の加算額が2人目の加算額と同額になります。

③支給の時期と方法

支給月は原則として年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）の10日に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます（土・日・祝日等は前日払いとなります）。

※現況届：毎年、11月分以降の児童扶養手当を受けるには現況届が必要です。

お手続きの時期に書類をお送りしますので、ご提出をお願いいたします。

※不足書類がある場合や必要な手続きがなされていない場合は、支払いが遅れます。

④所得制限

前年中の所得（1～10月分は前々年中の所得）により、手当の支給額が決定されます。なお、前年中に子どもの父又は母から支払われた養育費の8割分が所得に加算されます。

所得額（控除後の所得額）とは・・・

年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－8万円（社会保険料相当額）－諸控除＋養育費の8割分

※前年の所得が右表の限度額以上の場合は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

所得制限額 ※令和6年11月から制度に変更があります。詳しくは市公式ホームページをご覧ください。
【単位：円】

扶養親族等の数	本人			配偶者及び同居の扶養義務者
	全部支給	一部支給停止	全部支給停止	全部支給停止
0人	490,000 未満	490,000～1,919,999	1,920,000 以上	2,360,000 以上
1人	870,000 未満	870,000～2,299,999	2,300,000 以上	2,740,000 以上
2人	1,250,000 未満	1,250,000～2,679,999	2,680,000 以上	3,120,000 以上
3人	1,630,000 未満	1,630,000～3,059,999	3,060,000 以上	3,500,000 以上
4人	2,010,000 未満	2,010,000～3,439,999	3,440,000 以上	3,880,000 以上
	1人増すごとに 380,000加算	1人増すごとに 380,000加算	1人増すごとに 380,000加算	1人増すごとに 380,000加算
(本人)・同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)または老人扶養親族1人につき10万円加算 ・特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の所得税法に定める控除対象扶養親族1人につき15万円加算				
(配偶者・扶養義務者)・扶養親族が2人以上の場合、老人扶養親族1人につき6万円加算 ただし、扶養親族が老人のみの場合は、2人目から加算				
…扶養義務者とは：直系血族（父母、祖父母、子など）及び兄弟姉妹をいいます。 住民票上世帯が別になっていても、住所が同一の場合には同居の扶養義務者とみなされます。				

※児童扶養手当の請求者または子どもが公的年金等（遺族年金、障害年金^{注1}、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受けられるときは、以下のお手続きが必要です。

公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

注1 障害年金は令和3年3月分から制度改正により併給可となりました。

詳細は市役所こども支援課にお問い合わせください。

◆公的年金等を新たに受給する場合

⇒速やかに市役所こども支援課へお問い合わせください。

◆公的年金等が過去にさかのぼって給付される場合や、公的年金等を受給し、市役所こども支援課への手続きが遅れた場合

⇒過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。手続きは早めに行うようご注意ください。※年金申請をされた場合は、支給額が決定するまでに時間がかかることがあります。



児童手当

問い合わせ先：こども支援課

① 受給できる方

日本国内に住所があり、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方

※令和6年10月から制度に変更があります。詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

② 手当額

(月額)

児童の年齢	手当月額（児童1人当たり）
3歳未満	15,000 円
3歳以上 小学校修了前	10,000 円（※第3子以降は15,000 円）
中学生	10,000 円

所得制限あり

※養育する児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

③ 支給の時期と方法

原則として、毎年6月、10月、2月の15日に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます（土・日・祝日等は前日払いとなります）。

※現況届：一部の方を除き原則提出不要となりました。提出が必要な方には、6月頃書類をお送りしますので、ご提出をお願いいたします。

④ 所得制限

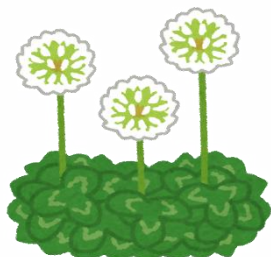
※児童を養育している方の所得が・・・

1 所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。なお、

2 所得上限限度額以上の場合、手当は支給されません。

所得制限額

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276



特別児童扶養手当

問い合わせ先：こども支援課

①受給できる方

精神又は身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方です。（里親を含みます。）障がいのある子どもとは「子どもの障がいの基準」のいずれかの障がいの状態に該当する子どもをいいます。手当を受給するためには申請が必要です。申請した翌月から対象となります。

※受給資格者になられた方は、毎年8月12日頃から9月11日頃までの間に所得状況届の提出が必要です。

◆受給できないのは

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・子どもが障がいによる公的年金を受けることができるとき
- ・子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

所得制限あり

②手当額

（月額）【令和6年4月～】

障がいの状態	1級（重度）	2級（中度）
1人について	55,350円	36,860円

③支給の時期と方法

支給月は原則として年3回、4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）に4ヶ月分ずつ指定の金融機関に振り込まれます。

④所得制限

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。

※ただし、申請する方やその配偶者、及び同居等の生計を同じくする扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

所得額（控除後の所得額）とは・・・
年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－8万円（社会保険料相当額）－諸控除

所得制限額（令和元年）

【単位：円】

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4	6,116,000	7,175,000
5	6,496,000	7,388,000

※所得制限額未満の場合に支給となります。

障害児福祉手当

問い合わせ先：こども支援課

①受給できる方

20歳未満で日常生活において常時の介護を必要とする一定の障がい程度の方に手当が支給されます。ただし施設に入所している方や障がいを支給事由とする公的年金を受給している方は対象外となります。

② 手当額：月額15,690円（令和6年度）

③支給の時期と方法

原則として年に4回（5月、8月、11月、2月）に指定の金融機関に振り込まれます。

所得制限あり

《医療費》

ひとり親家庭等医療費

母子 父子

問い合わせ先：こども支援課

①受給できる方

母子家庭、父子家庭、養育者家庭（父母がいないため親に代わって子どもを育てている家庭）、または父（母）に一定の障がいのある家庭

所得制限あり

◆上記の家庭において、18歳に達した日の属する年の年度末までの間にある子どもと、その子どもを養育している方が助成の対象です（一定の障がいがある子どもは20歳まで）。

②内 容

入院または通院したときの医療保険適用後の自己負担額を助成します。なお、保険外診療自己負担分（健康診断・予防接種費用など）は対象になりませんので、ご注意ください。

子ども医療費

問い合わせ先：こども支援課

①受給できる方

出生から中学3年生（15歳に達した日の属する年の年度末）までの子ども

※ただし、中学3年生の年度末までの子どもで、『重度心身障害者医療費受給資格』『ひとり親家庭等医療費受給資格』に該当する方はそちらの助成となります。 ※所得制限はありません。

☆令和6年10月1日診療分から対象年齢を18歳の年度末まで延長します。

②内 容

中学校修了前までのお子さんがかかった医療機関の医療費の自己負担金を助成します。この助成を受けるには、出生日または転入日の翌日から15日以内に申請し、登録する必要があります。登録後に「子ども医療費受給資格者証」を交付します。なお、保険外診療自己負担分（健康診断・予防接種費用など）は対象になりませんので、ご注意ください。



《その他の支援・制度》

JR 通勤定期の割引

母子 父子

問い合わせ先：こども支援課

① 対象となる方

児童扶養手当受給中（支給停止中の方は除く）世帯の世帯主、または世帯員

② 内容

対象となる方がJRを利用する場合、通勤定期乗車券を3割引で購入することができる制度です。

※ただし学生割引などの他割引制度との併用はできません。

◆あらかじめ、資格証明書の交付を受ける必要があります。詳細につきましては、担当課へお尋ねください。

所得制限あり

国民健康保険税の減免

問い合わせ先：国保医療課

生活が著しく困窮しており、保険税を納めるのが難しいときには申請により保険税の減免を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

国民年金保険料の減免制度

問い合わせ先：市民課

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納めることが難しくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)だけでなく、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに、「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、保険料を「免除」または「猶予」する制度がありますので、ご相談ください。

免除・納付猶予制度

申請者本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、所得額に応じて保険料が全額・一部免除となったり、または納付が猶予(先送り)されたりする制度です(退職・倒産・事業の廃止などを理由として申請する場合、特例認定の制度があります)。

学生納付特例制度

所得の少ない学生が申請し、承認されることで国民年金保険料が猶予される制度です。

※大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校等に在籍されている方が対象です。

産前産後期間の保険料免除制度 (所得に関係なく受けられます)

平成31年2月1日以降に出産(妊娠85日以上、早産・死産・流産を含む)された国民年金第1号被保険者の方が利用できるお得な制度で、届出により出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間) 保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を全額納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます(平成31年4月1日施行のため、それ以降の期間が対象となります)。



《教育費》 〈補助・減免〉

就学援助

問い合わせ先：学校教育課

〔小・中学校〕

入間市立小・中学校に通う児童生徒または入間市立小・中学校へ入学予定の児童がいる保護者のうち経済的に困りの方へ、学校で必要な諸経費の援助を行っています。

内 容	学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費等
対 象	生活保護を受けている方・経済的に困窮している方 ※私立の小・中学校に通う児童生徒は対象外です。
申請方法	申請書に必要な事項をご記入のうえ、学校または学校教育課に提出してください。申請書は各小・中学校または学校教育課にあります。 ※毎年度、申請が必要です。

所得制限あり

特別支援教育就学奨励費

問い合わせ先：学校教育課

〔小・中学校〕

所得や世帯状況に応じ、入間市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の学用品購入費や校外活動費、給食費等の援助を行っています。

対象者	入間市立小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者
-----	--------------------------------

高等学校等の教育費補助・減免制度

問い合わせ先：下記のとおり

高等学校等に通う生徒の修学を支援するため、入学料・授業料の補助・減免制度や授業料以外の教育費の補助制度など、さまざまな修学支援制度があります。

◎国が実施・・・[国公立・私立]：高等学校等就学支援金制度：授業料に対する補助制度

◎埼玉県が実施・・・[国公立]：入学料・授業料減免制度：入学料や授業料を免除する制度

[私 立]：父母負担軽減事業補助制度：県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ授業料、施設費等を補助する制度

◆申請方法：いずれも在学校へ申請します。

問い合わせ先

[国公立] 各学校 または 埼玉県教育局財務課（☎048-822-5670）

[私 立] 各学校 または 埼玉県総務部学事課（☎048-830-2725）

所得制限あり

〈給付〉

高等学校等奨学給付金制度

問い合わせ先：下記のとおり

高等学校等に入学した高校生等がいる世帯で、生活保護（生業扶助）を受けている世帯または道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がいずれも非課税（0円）である世帯は、申請により返還不要の奨学給付金が受けられます。

※世帯構成や扶養の状況によって給付額が変わります。

◆申請方法：いずれも在学校へ申請します。

問い合わせ先

[国公立] 各学校 または 埼玉県教育局財務課（☎048-822-5670）

[私 立] 各学校 または 埼玉県総務部学事課（☎048-830-2725）

所得制限あり

〈貸付〉

埼玉県高等学校等奨学金制度

問い合わせ先：下記のとおり

高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。貸与ですので、高等学校等卒業後に生徒本人が返還する必要があります。連帯保証人は不要です。中学3年生時に申し込むと高校進学前に借入れができます。

対象者	①高等学校に在学する生徒、または進学予定の中学3年生であること ②保護者等が県内に居住していること ③在学校の校長から推薦を受けること ④経済的理由により修学が困難であること	
区分	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	① 15,000円/月 ② 20,000円/月 ③ 25,000円/月	① 50,000 円 ② 100,000 円
私立高等学校等	① 20,000円/月 ② 30,000円/月 ③ 40,000円/月	① 100,000 円 ② 250,000 円

所得制限あり

☆中学3年生の場合は、進学先が決まってから貸与額を選択します。



募集時期と申請方法：

募集時期によって貸与を受けられる時期が異なります。貸与を希望する場合は、いずれかの募集期間内に、在学する中学校（進学後は進学先の高等学校等）から申請の案内を受け取り、案内に記載の提出先まで必要書類（申請書・課税証明書・戸籍謄本等）を提出してください。

※令和6年度の募集時期はまだ未定です（貸与方法、貸与時期は下記を参考にしてください）。

【参考】令和5年度の例です。

募集時期	貸与方法	貸与時期
令和5年11月～6年1月 （中学3年生時申請）	2回に分けて 貸与	前期：令和6年2月以降（入学一時金・月額奨学金6ヶ月分）
		後期：令和6年10月以降（月額奨学金6ヶ月分）
令和6年 4月 （高等学校等入学後申請）	一括で貸与	一括：令和6年6月下旬以降（入学一時金・月額奨学金12ヶ月分）

問い合わせ先

各学校 または 埼玉県教育局財務課（☎048-822-5670）

入間市奨学金制度

問い合わせ先：学校教育課

〔高等学校・大学等〕

能力があるにも関わらず、ご家庭の経済的理由で高等学校・大学等への修学困難な生徒・学生を対象に、学費の一部を無利子で貸付し卒業後に返還（7年以内で分割返済）していただく制度です。

奨学資金の額（最高額）

※ 認定基準あり

対象	入学一時金	卒業まで毎月
高等学校、高等専門学校等	10万円以内	1万円以内
大学、専門学校等	20万円以内	2万円以内

所得制限あり

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子 父子 寡婦

問い合わせ先：埼玉県西部福祉事務所 049-283-6780

〔小・中・高・大学等と全般〕

20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない20歳未満の子、寡婦に対し、経済的な自立や扶養している子の福祉増進のために必要な資金を埼玉県が貸付けをする制度です。

※パンフレット・申請書はこども支援課にあります。

◆貸付の内容

就学支度・修学・修業（子の学費については原則無利子）

就職支度・技能習得・医療介護・生活・転宅・住宅・事業開始・事業継続・結婚
（連帯保証人を立てる場合は無利子・立てない場合は年利1.0%）

一部
所得制限あり

日本学生支援機構

問い合わせ先：日本学生支援機構奨学金相談センター
0570-666-301（ナビダイヤル）

〔大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）専門学校〕

経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう、授業料等の減免と給付型奨学金により、意欲ある学生のみなさんの「学び」を支えます。大学等に在学中の人も、条件を満たせば支援を受けられるので、確認してみましょう。

◆詳しい情報はこちら・・・

・文部科学省の特設サイト
「[高等教育の修学支援新制度](#)」
をご覧ください。



・奨学金に関するより詳しい情報は、
日本学生支援機構 奨学金ホームページ
「[奨学金の制度](#)」



◆奨学金の申込みについて ⇒ 在学する学校

◆奨学金の貸与・給付及び返還について ⇒ 奨学金相談センター（月～金、9時～20時、
※土日祝日、年末年始を除く ※通話料がかかります。）

国の教育ローン

問い合わせ先：日本政策金融公庫 0570-008656
月～金 9：00～19：00 土・日・祝日・年末年始を除く

〔対象となる学校〕

修学年限が3ヶ月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする次の教育施設です。ただし、大学等であっても在籍する課程や学校教育法によらない学校については、対象とならない場合があります。

- ・大学、大学院（法科大学院などの専門職大学院を含みます。）短期大学、専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など）
- ・高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部
- ・外国の高等学校、短期大学、大学、大学院、語学学校など
- ・その他職業能力開発校などの教育施設





3 子ども・教育のこと

保育施設など

問い合わせ先：保育幼稚園課

施設の利用にあたっては、申込みをするとともに、教育又は保育の認定を受ける必要があります。認定の区分により、お子さんをお預かりできる施設・時間が異なります。

区分	利用できる施設	利用できる時間	利用申込みの要件
1号 認定	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分） （3歳以上）	標準時間：4時間	特にありません。
2号 認定	保育所（園） 認定こども園（保育所部分） （3歳以上）	標準時間：11時間 短時間：8時間	1・2の両方に該当する必要があります。 1 入間市に住所を有し、実際に市内で生活している家庭の児童 2 保護者が次の要件のいずれかに該当し、家庭での児童の保育が十分にできない場合
3号 認定	保育所（園） 認定こども園（保育所部分） 小規模保育施設 （3歳未満）		

【2号・3号認定の対象となる要件】

①家庭内外労働 ②出産（産前・産後）③疾病等 ④看護、介護
⑤災害復旧 ⑥就労予定（求職活動中）⑦就学 など

保育所（園）

保育所（園）は、児童福祉法に規定する児童福祉施設の一つで、保護者の就労等の理由により、ご家庭で十分な保育ができない児童を保護者の希望により保育するところです。市内には、市が運営する公立保育所と、社会福祉法人・学校法人等が運営する民間保育園があります。

地域型保育

保育認定を受けたお子さん（0歳～2歳児）を預かり、家庭的な環境の中で心身ともに健やかに育成する施設です。

◆小規模保育：少人数（定員6人～19人）を対象に、きめ細かな保育を行います。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。ここでは、3歳以上の児童に対して小学校就学前の教育と保育が一体として行われます。また、3歳未満の児童については保育が行われます。

※保育料は市の基準により決定しますので、施設ごとの差はありません。

幼稚園

問い合わせ先：保育幼稚園課

幼稚園は、満3歳から小学校就学前の児童を教育し、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

一時的な預かりなど

問い合わせ先：保育幼稚園課

※利用料金等詳細については、ご希望の施設に直接お問い合わせください。

※直接施設に申込みをしてください（手続きとして申込書の提出、面接等があります）。

一時預かり保育

保護者が仕事や病気等の理由で、週1日から週3日程度の保育が必要な場合、または出産、介護、冠婚葬祭、その他家庭保育が一時的に困難となった場合に保育所等でお子さんを保育します。

施設名	電話番号	所在地	対象年齢	保育時間	備考
いるま保育園	04-2962-8253	東町4-1-24	8ヶ月～	平日 8:30～16:30	民間
すくすく保育園	04-2962-4351	東町5-6-5	1歳～	平日 7:00～18:30	民間
みつばち保育園	04-2901-0328	扇台2-3-31-1	1歳～	平日 7:30～18:30 休日 8:00～19:00 ただし、第5日曜日除く。 また、夏季及び年末年始に 休みあり。	民間
武蔵藤沢めぐみ保育園	04-2941-2586	下藤沢4-1-9	3ヶ月～	平日 9:00～17:00	民間
藤沢保育所	04-2962-4044	東藤沢8-12-27	1歳～	平日 8:30～16:30	公立
藤沢第二保育所	04-2962-3680	下藤沢3-36-1	1歳～	平日 8:30～16:30	公立
夢の森ほのぼのハニー保育園	04-2936-9016	新光233-1	1歳～	平日 8:30～16:30	民間
子育て家庭支援センターあいくる	04-2966-2848	豊岡1-8-39	6ヶ月～ 3歳	平日および奇数月第2土曜日 9:00～15:00※時間応相談	民間
おおぎ第二こども園	04-2963-0007	豊岡1-8-24	3ヶ月～	平日 8:30～16:30	民間

※ChaCha Children Iruma、どろんこ保育園は令和6年4月現在一時預かり事業を休止しています。

休日保育

日曜日や祝日に保護者の勤務などで、児童の保育が必要な場合に、1日単位で保育が利用できます。

施設名	電話番号	所在地	対象年齢	保育時間
みつばち保育園	04-2901-0328	扇台2-3-31-1	1歳～	8:00～19:00 ただし、第5日曜日を除く。 また、夏季及び年末年始に休みあり。

病後児保育

病気の回復期で集団保育が困難なお子さんを、保護者の勤務などで保育ができない場合に一時的に保育を行います。

施設名	電話番号	所在地	対象年齢	保育時間
武蔵藤沢めぐみ保育園	04-2941-2583	下藤沢4-1-9	1歳～就学前	平日8:00～17:00

子育て短期支援(ショートステイ)

問い合わせ先：こども支援課

保護者の病気、その他の理由により、家庭でお子さんを養育することができない場合の緊急措置として、一時的に満2歳から小学校6年生までのお子さんを児童養護施設・里親で預かります（利用にあたっては、事前申請と児童養護施設等での面接が必要となります。また、所得に応じた利用料金が発生します）。

ファミリー・サポート・センター事業

問い合わせ先：いるまファミリー・サポート・センター（入間市社会福祉協議会内）
電話04-2964-2666 FAX04-2963-1072

子育てのお手伝いが必要な方（利用会員）と子育てのお手伝いができる方（提供会員）が**会員登録**をし、地域の中で子育てを助け合う有償ボランティア活動を行っています。

活動内容	保育所（園）・学童保育室の開始前や終了後の預かりや送迎、保護者の外出やリフレッシュによる預かり。 ※原則、病児の預かりは行いません。		
対 象	0歳～小学6年生まで		
謝 礼	謝礼の基準額		
	月～金曜日	7：00～19：00	1時間700円
		上記以外	1時間800円
	土日祝日・年末年始	終日	1時間800円
	※交通費・おやつ代等は実費負担となります。		
※当日にキャンセルする場合は、キャンセル料がかかります。			

子育て緊急サポート事業

問い合わせ先：緊急サポートセンター埼玉 048-297-2903

病児・病後児の預かり等を行う、利用会員とサポート会員による会員同士の相互援助（有償）事業です。※利用する場合は、**会員登録（無料）**が必要です。

登録は、ホームページ（<http://iruma.sugo-roku.com>）からできます。

活動内容	病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、緊急を伴う預かりや送迎		
対 象	0歳～小学6年生まで		
謝 礼	謝礼の基準額		
	月～日曜日	8：00～20：00	1時間 1,000円
		上記以外	1時間 1,200円
	宿泊	18：00～翌9：00	1泊 10,000円
	※交通費・おやつ代等は実費負担となります。		
※前日、当日に取消する場合はキャンセル料がかかります。			

子育て援助活動支援事業利用料助成制度

問い合わせ先：こども支援課

ファミリー・サポート・センター事業および子育て緊急サポート事業の利用料の一部を助成します。
※この制度を利用するには、**事前に利用料助成登録が必要です。**

対 象	- 生活保護を受けている世帯 - 市町村民税が非課税である世帯 2人以上の児童がいる世帯（同月に2人以上の児童が利用した場合）
助成額	利用料の2分の1（1ヶ月あたり1万円を限度とします） ※交通費、飲食代、おむつ代等の実費分およびキャンセル料を除きます。

学童保育室

問い合わせ先：青少年課

保護者が就労などにより家が常時留守となる児童を学童保育室で保育を行います。

対 象	小学1年生～6年生
保育時間	月～金曜日は下校時～18：30 土曜日・学校休業日は、8：00～18：30 ※延長が必要な場合は、前後30分の延長利用が可能。（別途申請が必要）
保育料	月額7,000円、学校休業日加算額 日額280円 延長時間加算額（朝・夕別加算） 1回100円
保険料	年額1,000円

※保育料・保険料は、前年度のその世帯の所得税額、住民税額に基づく減額制度があります。

ひとり親家庭等児童学習支援事業

母子

父子

問い合わせ先：こども支援課

ひとり親家庭等の中学生・高校生の学習支援および進路相談、学校生活の悩み相談等、お子さんの居場所づくりや学習意欲の向上、予習復習の習慣づけ、学び直しのお手伝いをする事業です。

場 所	市内地区センター等
対 象	児童扶養手当の受給者世帯（ただし、生活困窮世帯の児童を対象とする学習支援事業を利用していない世帯）の中学生、高校生
費 用	無料

こども食堂など

問い合わせ先：社会福祉協議会（こども食堂ネットワークいるま）

市内には、企業や個人の方からの寄付などを集め、こどもたちに無料または定額で食事を提供している「こども食堂」がたくさんあります。

また、無料の食料配布会「フードパントリー」、自由な遊び場「プレイパーク」、地区センターなどで無料の勉強会を開催する「学習支援教室」など、こどもたちが安心して過ごせる居場所や、食事・学習の支援をする、さまざまな活動もあります。

詳しくは、入間社会福祉協議会に事務局のある「こども食堂ネットワークいるま」のホームページをご覧ください。





4 住まい・暮らしのこと

公営住宅

問い合わせ先：都市計画課

市営住宅	『市営住宅入居者の募集』は年2回（6月・12月）
県営住宅	『県営住宅入居者の募集』は年4回（1月・4月・7月・10月）
申 込	※募集案内の書類は、募集月の1日～21日（土、日、祝日を除く）都市計画課、各地区センター（分館を除く）の窓口で配布

市営住宅・県営住宅に入居を希望されるひとり親、寡婦(夫)家庭の方には入居抽選時に当選確率を高める優遇制度があります。

経済的な困りごと相談(生活困窮者自立相談支援) 問い合わせ先：総合相談支援室

「収入が足りない」「仕事がない」「家賃を払えない」「借金を返せない」など、経済的な困りごとに対して、一人ひとりの状況に応じてサポートします。専任の相談員が、困りごとを聞き取り、どのような支援が利用できるか、一緒に考えます。関係機関や制度、ボランティア団体などの支援を得ることもあります。お気軽にご相談ください。

住居確保給付金

問い合わせ先：生活支援課

離職等によって、住居を喪失又は喪失するおそれのある方に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。対象者は就労能力及び意欲があり、世帯の収入と金融資産が基準額以下の方です。住居確保給付金の受給中は、就労支援員等による就労支援を受け、所定の就職活動を行う必要があります。

生活保護

問い合わせ先：生活支援課

健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を目的とする制度です。世帯の収入が最低生活費（基準）を下回るなどの条件を満たす方が対象です。資産、稼働能力、他の制度、扶養義務者の援助など、生活保護に優先して活用できるものの有無を調査して利用を決定します。

市・県民税

問い合わせ先：市民税課

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有するひとり親について、「ひとり親控除」を受けることが出来る場合があります。

ひとり親とは、原則としてその年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。

- (1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
- (2) 生計を一にする子がいること。（この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。）
- (3) 合計所得金額が500万円以下であること。

「ひとり親控除」の要件や申請方法については担当課へお問い合わせください。





しごと・資格取得のこと 《資格取得の支援》

入間市自立支援給付金制度

母子 父子

問い合わせ先：こども支援課

自立支援教育訓練給付金（資格取得に関わる受講料等の助成制度）

母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職に必要な資格取得のため指定講座を受講した場合、修了後に受講料の一部が支給されます。

◆担当窓口で電話予約のうえ、事前相談及び事前に対象講座指定申請が必要です。

対象者	入間市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件をすべて満たす方 ① 児童扶養手当の支給を受けている方又は同等の所得水準にあること ② 就業経験、技能、資格の取得状況等から判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること ③ 過去にこの給付金を受給していないこと
対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の教育訓練講座、厚生労働省が別に定めた講座など 『一般教育訓練給付金』『特定一般教育訓練給付金』『専門実践教育訓練給付金』
主な資格名	介護職員初任者、介護実務者、医療事務 等



支給額

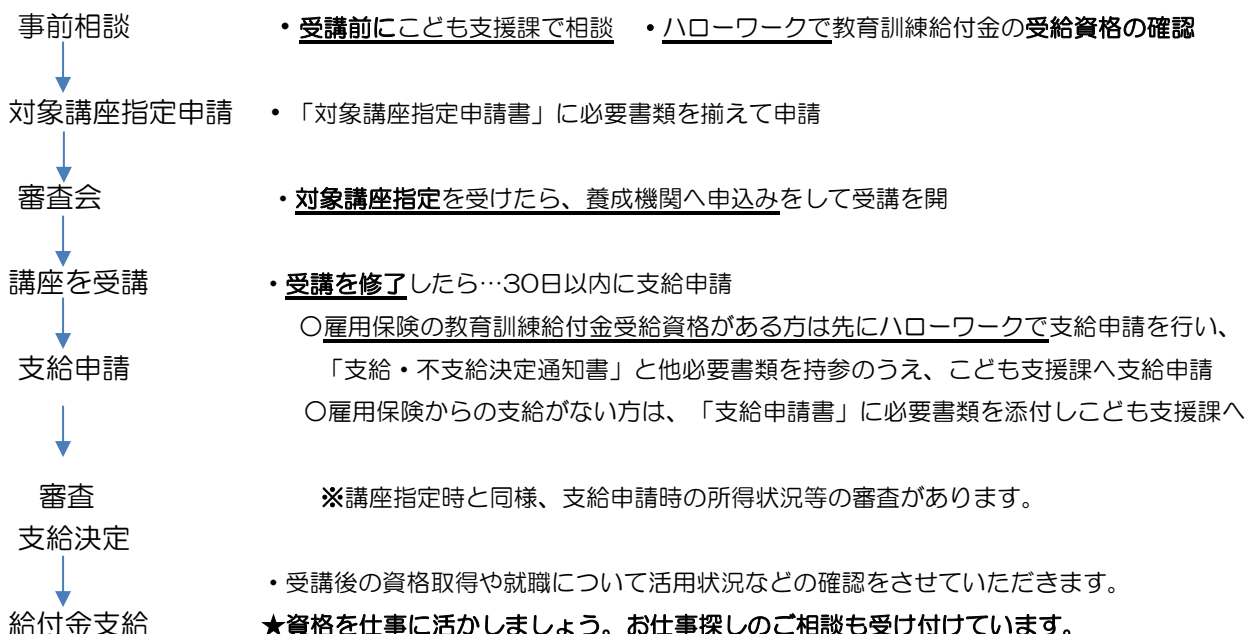
雇用保険からの支給	支給額
雇用保険の被保険者でない、又は被保険者の期間が短く支給がない方	『一般（特定一般）教育訓練給付金』は受講料の60%：上限20万円を支給 『専門実践教育訓練給付金』は受講料の60%：上限は修学年数×40万円（最大160万円）を支給 ※いずれも12,000円を超えない場合は支給できません
雇用保険の支給を受けられる方	受講料の60%から、雇用保険法に基づく『一般』『特定一般教育訓練給付金』『専門実践教育訓練給付金』の支給額を差し引いた額を支給（差し引いた額が12,000円を超えない場合は支給できません）

★教育訓練給付金の対象講座は

『厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム』でご覧になれます。➡



～手続きの流れ～



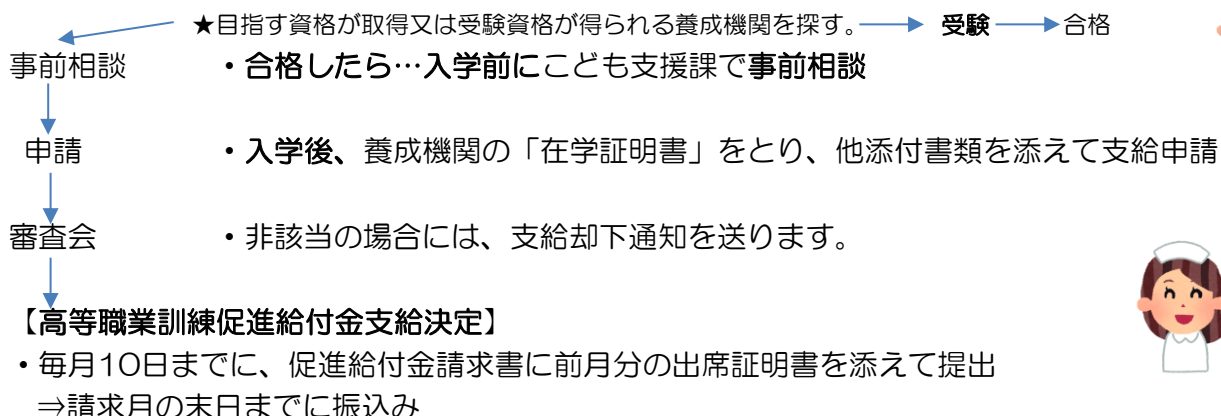
高等職業訓練促進給付金（資格取得に関わる生活費の助成制度）

◆事前相談が必要です

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するための養成機関で修業する期間、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

対象者	入間市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件をすべて満たす方 ①児童扶養手当の支給を受けている方又は同等の所得水準にあること ②対象資格の養成機関で6ヶ月以上修学し、その資格の取得が見込まれる方 ③就業または育児と、修業の両立が困難と認められる方 ④過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けていない方		
支給内容		非課税世帯	課税世帯
	高等職業訓練促進給付金 （4年以上の履修が必要な資格の場合上限4年。 准看護師課程から引き続き看護師課程の履修も含む）	月額100,000円	月額70,500円
	最終学年の12ヶ月	月額140,000円	月額110,500円
	修了支援給付金 ※修了後に支給	50,000円 （1回限り）	25,000円 （1回限り）
主な資格名	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、歯科衛生士、調理師 シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 等		

～手続きの流れ～



～高等職業訓練促進給付金の受給者に対しての貸付制度～

『埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業』

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金（50万円以内）と就職準備金（20万円以内）の貸付があります。養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内で、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合、借りた資金の返済が免除されます。

※ひとり親家庭の親の自立を支援することを目的とした同種の貸付「介護福祉士修学資金」や「保育士修学資金」や給付金「専門実践教育訓練給付金」「一般教育訓練給付金」等を受けていない方が対象。

問い合わせ先：

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター
電話：048-824-3370



《就労支援》

ひとり親就労サポート事業

児童扶養手当を受給されている方が就職活動をする場合、ハローワークとこども支援課で就労・自立に向けて連携支援を行う事業です。参加申込みをすると、ハローワークの支援員が専任で担当し、相談日時予約が可能となります。ハローワーク所沢・ハローワーク飯能・入間市役所1Fふるさとハローワーク等で求人検索・紹介だけでなく、履歴書の書き方、面接対策など自立支援員も一緒にお手伝いいたします。

埼玉県西部福祉事務所の就業相談

ひとり親家庭の母、父、若しくはそのお子様、また、現在離婚を考えている方の就職・転職活動をお手伝いいたします。埼玉県西部福祉事務所の就業支援専門員が電話や面接による就業相談に応じます。どんな仕事があるのか？正社員を目指したいけれどブランクがあるので不安…。等の相談もできます。直接予約をしていただき、面接は市役所の相談室で行います。

就労相談窓口一覧

名 称	問い合わせ先	利 用 時 間
ハローワーク所沢 (所沢市並木 6-1-3)	☎04-2992-8609	月～金曜日 8:30～17:15 (土・日、祝日、年末年始を除く)
ハローワーク飯能 (飯能市双柳 94-15 飯能合同庁舎 1 階)	☎042-974-2345	
ハローワークプラザ所沢 ＜マザーズコーナー併設＞ (所沢市並木 2-4-1 航空公園駅ビル 2 階)	☎04-2993-5334	月～金曜日 9:00～17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)
入間市ふるさとハローワーク (市役所 1 階・正面左側)	☎04-2962-8609	月～金曜日 10:00～17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)
内職相談 (市役所 1 階・正面左側)	☎04-2962-9272	内職相談室 月・火・木・金(祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
埼玉県西部福祉事務所 就業支援専門員	☎049-283-6780	電話⇒面談(市役所にて出張就業相談) 就業相談・職業適性診断・履歴書の作成等

※求職活動はどちらのハローワークでもできますが、給付金に関しては居住する管轄(*)のハローワークに限られますのでご注意ください。

* 管轄区域：ハローワーク所沢：入間市居住で野田・仏子・新光以外の方
ハローワーク飯能：野田・仏子・新光に居住されている方



女性就労・キャリアアップ支援事業

問い合わせ先：人権推進課

04-2964-2536

働く意欲を持つ女性が、自身のライフスタイルに応じて生き生きと働き、その能力を十分発揮できるよう支援するため、各種セミナーや女性のための個別就労相談を実施しています。個別就労相談では、お仕事や働き方、プライベートとの両立など働くことに関する色々な不安や悩みをご相談いただけます。雇用保険受給資格者には参加証明書を発行します。詳しくは人権推進課へお問い合わせ下さい。個別就労相談の詳細については下記QRコードよりご覧ください。





※参考

子どものために決めておきたいこと・・・

子どもが健やかに成長していけるよう、離婚をするときに親として予め話し合いをしておくことに、「養育費」と「親子交流」があります。

養育費とは

経済的・社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用のことで、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。

◆養育費の取り決めをしましょう

養育費は子どものためのものです。養育費の支払がスムーズに行われるように、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておくとい良いでしょう。

養育費の支払は、長い年月継続するものです。その間に、子どもと一緒に暮らす親にすれば、子どもの病気などにより監護費用が増えることもあるでしょうし、離れて暮らす親とすれば、再婚などにより扶養家族が増えたりすることもあるでしょう。事後的な事情の変更がある場合には、いったん取り決めた養育費の増額や減額を他方の親に求めることができる場合があります。

親子交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することとをいいます。

親子交流の方法や時期、回数などについては、子どもが安心して親子交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。

◆取り決めの内容は書面で

「養育費」と「親子交流」いずれも取り決めた内容は、後日紛争が生じないように、口約束ではなく、**書面に残しておく**ようにしましょう（できれば「公正証書」にするのがよいでしょう）。なお、**取り決めやその後の変更は、父母が話し合っ**て決めるのが一番です。

当事者間で話し合いができないときは、**家庭裁判所に調停又は審判を申し立てる**ことができます（通常はまず調停を行い、話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることになります）。

養育費等相談支援センター

(公益社団法人家庭問題情報センター)

03-3980-4108



さいたま地方裁判所川越支部

さいたま家庭裁判所川越支部

川越簡易裁判所

川越市宮下町2-1-3



所沢公証人役場

所沢市西新井町20-10

04-2994-2323



法テラス埼玉

さいたま市浦和区高砂3-17-15

さいたま商工会議所会館6F

0570-078312

050-3383-5375 (IP電話)



法務省

離婚を考えている方へ



日本年金機構

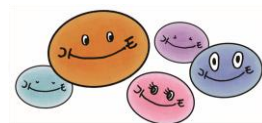
離婚時の年金分割



ご自身のために・・・

【離婚時の年金分割制度のお知らせ】（厚生労働省・日本年金機構）

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めに、お近くの年金事務所または年金相談センターまでご相談ください。



お役立ちサイト

入間市 LINE
公式アカウント



埼玉県 LINE
公式アカウント



埼玉県住宅供給公社



ハローワーク
インターネットサービス



厚生労働省
求職者支援制度のご案内



入間市観光協会



埼玉県高等学校等にかかる教育費とそれぞれの修学支援制度

県立高等学校の
授業料・入学料



国公立高等学校等
奨学のための給付金



奨学金について



私立高等学校等の
授業料軽減



私立高等学校等の
奨学給付金



親と子のしおり ～ひとり親家庭の方へ～

令和6年7月発行

編集・発行

入間市役所 こども支援部 こども支援課

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

電話 04-2964-1111

<http://www.city.iruma.saitama.jp/>



